

理 由 書

【名古屋都市計画下水道の変更】

1. 都市の将来像における位置付け

本市の上下水道事業の基本計画である「名古屋市上下水道経営プラン2028」では、市民の生活に必要不可欠な上下水道について、より長期的な展望に立ち、将来を見据えて事業を効率的かつ計画的に進め、健全な経営のもと持続可能で強靱な上下水道システムを構築していくこととしています。

2. 都市計画変更の必要性

本市の水処理センター（終末処理場）は、昭和5年に稼働した堀留及び熱田水処理センターをはじめ市域の拡大に合わせて整備を進め、現在15箇所の水処理センターを有しています。そのうちの多くは昭和30年代から50年代にかけて集中的に整備したことから、建設後50年程度が経過しており、今後一斉に改築時期を迎えることになります。

しかし、近年の厳しい財政状況では、施設の一斉改築は難しく、長期間を要することになります。また、今後人口減少などの社会情勢の変化への対応も必要となります。

このような状況をふまえて、1.の将来像を実現するため「水処理センターのあり方に係る有識者懇談会」を開催し、持続可能な事業運営、水処理センターに求められる役割の高度化の観点から意見をいただき、令和3年12月に「水処理センターを再構築するための基本方針」を策定しました。

この基本方針において、適正な施設規模や維持管理の効率化などをふまえた水処理全体の最適化の観点から水処理センターを集約化することを決めました。この基本方針をふまえ、老朽化により施設の改築が急務であります。現在の処理機能を確保した状態での既存用地内改築が困難な“堀留終末処理場”及び“熱田終末処理場”に加え、用地が狭小であり将来の改築が困難な“伝馬町終末処理場”を、改築に必要な敷地の確保が可能な“山崎終末処理場”に集約する事業方針としました。

今回の都市計画変更は、この事業方針に基づいた終末処理場の集約化にあたり必要な各終末処理場から山崎終末処理場に汚水を送水する“堀留山崎汚水送水幹線の追加”、“山崎第3放流幹線の追加”及び“山崎終末処理場の区

域の拡大”を行うものです。

なお、山崎終末処理場の改築事業及び堀留山崎污水送水幹線の整備事業は一連の事業であり、また令和 8 年度に工事着手することを想定していることから、令和 5 年度に都市計画変更を行う必要があります。

3. 現在の状況と都市計画変更の妥当性

(1) 堀留山崎污水送水幹線の新設

1) 現在の状況

堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場を山崎終末処理場に集約するにあたり、堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場に流入する污水を山崎終末処理場まで送水することが必要となることから、処理場間を連絡する堀留山崎污水送水幹線の整備が必要となります。

2) 都市計画変更の妥当性

堀留山崎污水送水幹線の整備は、前述の事業方針に基づくもので、各終末処理場から污水を送水するために必要なものです。また、整備ルートは河川や鉄道及び高速道路などの重要構造物に配慮するとともに、事業の早期実現や経済性を考慮した最短ルートであることから、変更は妥当であると考えます。

(2) 山崎第 3 放流幹線の新設、山崎終末処理場の区域変更

1) 現在の状況

山崎終末処理場は昭和 33 年に当初決定された処理能力 120,000 m³/日を有した処理施設であり、山崎終末処理場にて水処理を行った処理水は、昭和 33 年に当初決定された山崎第 2 放流幹線より山崎川に放流している状況です。

2) 都市計画変更の妥当性

山崎終末処理場は、老朽化対策として改築更新が必要な施設であるとともに、前述の事業方針に基づく堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場を山崎終末処理場に集約することに伴い処理能力の増強が必要となっています。

そのため、集約化もふまえた山崎終末処理場の改築事業にあたっては、隣接する忠道公園の一部の区域を追加する都市計画変更を行うことで改築

用地を確保し、336,600 m³/日の処理能力を有する処理施設を整備するとともに、山崎第3放流幹線を新設する都市計画変更を行います。

本事業は、前述の事業方針に基づくもので、本市の現状の水処理機能を確保しつつ行うものです。また、隣接する忠道公園については公園管理者との協議の上必要な公園機能を確保するとともに、周辺への環境影響については、これまで行ってきた覆蓋・脱臭設備に加え、さらに建物で覆う「二重覆蓋」など臭気対策に取り組めます。また、従来の処理方法より多くの窒素やりんを取り除くことのできる「高度処理」を導入し、山崎川への放流水質を向上します。そのため本都市計画変更は妥当であると考えます。